

● 健康保険のイロハが分かる ●

健康保険事務基礎講座

健康保険給付と協会けんぽの健康診断について

目次

・保険証・・・・・・・・・・P1～4	・年に一度の定期健診・・・・・・・・P48
退職後のけんぽ・・・・・・・・P5～8	社員の健診・・・・・・・・・・P49
・給付金申請・・・・・・・・・・P9～47	データ提供のお願い・・・・・・・・P50
療養費・・・・・・・・・・P10～12	健康サポート・・・・・・・・・・P51
高額療養費・限度額証・・・・P13～22	家族の健診・・・・・・・・・・P52
傷病手当金・・・・・・・・・・P23～26	・インセンティブ制度・・・・・・・・P53
出産の手続き・・・・・・・・・・P27～28	・ジェネリック医薬品・・・・・・・・P54～55
出産手当金・・・・・・・・・・P29～34	・被扶養者資格再確認・・・・・・・・P56
出産育児一時金・・・・・・・・P35～39	・医療費のお知らせ・・・・・・・・P57
埋葬料（費）・・・・・・・・・・P40～42	・本日の資料はメルマガで・・・・P58
退職後の給付・・・・・・・・・・P43	・練習問題(事業主証明の書き方)・P59～65
負傷原因届・・・・・・・・・・P44	①傷病手当金・・・・・・・・・・P60～61
トラブル（第三者行為届）・P45	②出産手当金・・・・・・・・・・P62～63
ここに注意・・・・・・・・・・P46～47	解答編・・・・・・・・・・P64～65
	・各種申請書の提出・照会先一覧・P66

本テキストの見方

右上

「協会けんぽまるわかりガイド」の
該当ページを表示しています

P〇～〇



けんぽ委員の皆様へ
配布した冊子

どなたが関わる書類なのか
表示しています

- 会社 …会社
- 社員 …被保険者
- 家族 …被扶養者



会 社
社 員
家 族

病院に提示することで3割

でも、年齢によって負担割合は異なります

年齢	一部負担割合
小学校入学前	2割
小学校入学後～70歳未満	3割
70歳以上～75歳未満	2割 ※現役並み所得者は3割
75歳以上は、後期高齢者医療の保険証（市区町村）	



70歳からは保険証に
高齢受給者証をプラス



+

ハガキくらいの
大きさ

負担割合が記載されます



◎ 70歳以上の被保険者の負担割合

所得区分	負担割合	標準報酬月額
現役並みⅢ	3割	83万円以上
現役並みⅡ	3割	53万円～79万円
現役並みⅠ	3割	28万円～50万円
一般	2割	26万円以下
低所得	2割	住民税が非課税 かつ現役並みⅡⅢ以外

◎ 70歳以上の被扶養者の負担割合

被保険者の年齢	負担割合
被保険者が70歳未満	2割
被保険者が70歳～75歳未満	被保険者と同じ割合

社員や家族が70歳に近づくと 会社に高齢受給者証が届く

70歳の誕生月の中旬に会社へ届き、
翌月1日から保険証とともに使用します。
※ただし、1日生まれの方は、70歳の誕生月の
前月中旬に届き、誕生日から使用します。

5/1生まれ

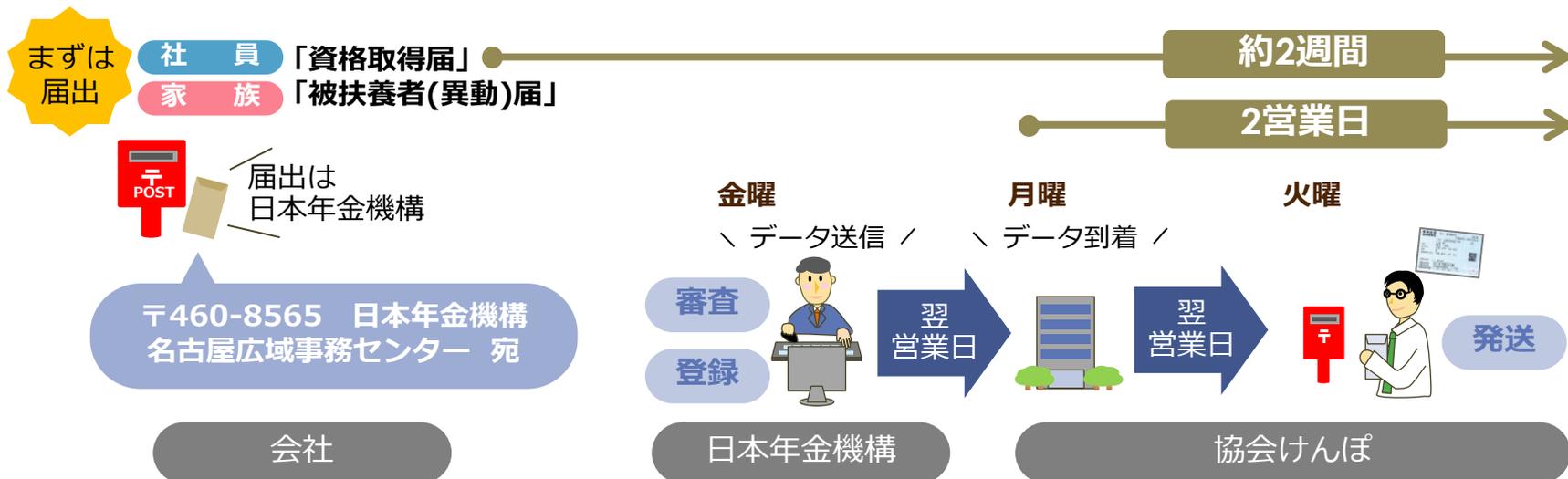
4月中旬に届き、5/1から有効

5/2～5/31生まれ

5月中旬に届き、6/1から有効



届出から発送まで約2週間



保険証はいつ届く？

日本年金機構で登録処理後、2営業日で協会けんぽから発送します。お問い合わせをいただいた際、まだ日本年金機構のデータ登録がされていないケースも多くあります。先に日本年金機構（年金事務所）でデータ登録されているかお問い合わせをいただくと、二度手間を防ぐことができます。

また、年金機構でのデータ登録日により、被保険者と被扶養者の保険証が別々に届くことがあります。

マイナンバー情報連携による保険証発行

マイナンバー情報連携により、被保険者の氏名変更を手続きしなくても、新しい保険証が発行されます。※被扶養者の氏名変更については手続きが必要です。

早急に受診する場合は資格証明書の交付申請を

保険証と同じ役割の資格取得証明書は、日本年金機構が発行します。資格取得届、被扶養者(異動)届と一緒に日本年金機構に郵送します。※事業所で発行された証明書は保険証の代わりとなりませんので、ご注意ください。



紛失したら協会けんぽへ再交付申請

申請書

健康保険
被保険者証再交付申請書

申請から
1週間で発送

どんなとき

保険証を紛失・破損したとき

保険証の汚れ・字のかすれなど
 字が不鮮明になった場合も

添付書類

不要

破損（汚れ・かすれなど）の場合

破損した保険証



再交付申請

まずは警察署に届出を

保険証はクレジットカードのように
止めることはできません。



警察署または交番に紛失届を出して、受理
番号を控えましょう。悪用された場合、不正
使用の証明となります。

交付後、保険証が見つかっても 新しいものを使う

古い保険証は協会けんぽへ返却し、新しく交付
された保険証をご使用ください。

高齢受給者証の紛失・破損は 「高齢受給者証再交付申請書」

保険証の再交付申請書と別の申請書です。



保険証を もらう・使う・返す

もらう
(交付)

まずは日本年金機構へ届出

社 員 「資格取得届」

家 族 「被扶養者(異動)届」

日本年金機構の登録処理後
2営業日で協会けんぽから発送
(届出から約2週間)

高齢受給者証は届出なしで届く

70歳の誕生月の中旬に会社へ届き
社員・家族は翌月1日から使用
※ただし、1日生まれの方は
前月中旬に届き、誕生日から使用

使う

病院に提示することで3割
※年齢によって負担割合が違う



70歳からは
高齢受給者証をプラス



使えない

業務災害・通勤災害による病気・ケガは
健康保険の対象外

労災保険の適用となるため
労働基準監督署へ届出

美容整形、レーシック、
研究中の先進医療、予防接種、
健康診断、正常な妊娠・出産、
経済的な理由による人工妊娠中絶

返す

使用できるのは退職日まで

退職時には必ず回収をお願いします

社 員 「資格喪失届」

家 族 「被扶養者(異動)届」

退職後は健康保険に加入が必要

説明に便利な
にんげい
任継セットを
ご利用ください





退職に伴うけんぽの手続き

会社は どんな手続きが必要？

「資格喪失届」と「保険証」を
日本年金機構へ送付します。

(保険証を回収できない場合は「被保険者証回収不能届」を添付)

(70歳以上の場合「70歳以上被用者不該当届」も必要)

- ◆ 5日以内
- ◆ 送付先

〒460-8565 (住所不要)

日本年金機構名古屋広域事務センター

保険料の徴収は いつまで？



※
資格喪失日の前月分まで。
ただし、同月内に資格取得・
資格喪失した方は当月1か月分。

※資格喪失日(資格がなくなる日)は退職日の翌日

- ◆ 5/30退職(5/31喪失)なら4月分まで
- ◆ 5/31退職(6/1喪失)なら5月分まで

保険証はいつまで 使えるの？



退職日までです。

退職日の翌日以降に使用すると、後日
医療費を返納することになります。

退職者自身で
健康保険の加入手続きが
必要な場合があります

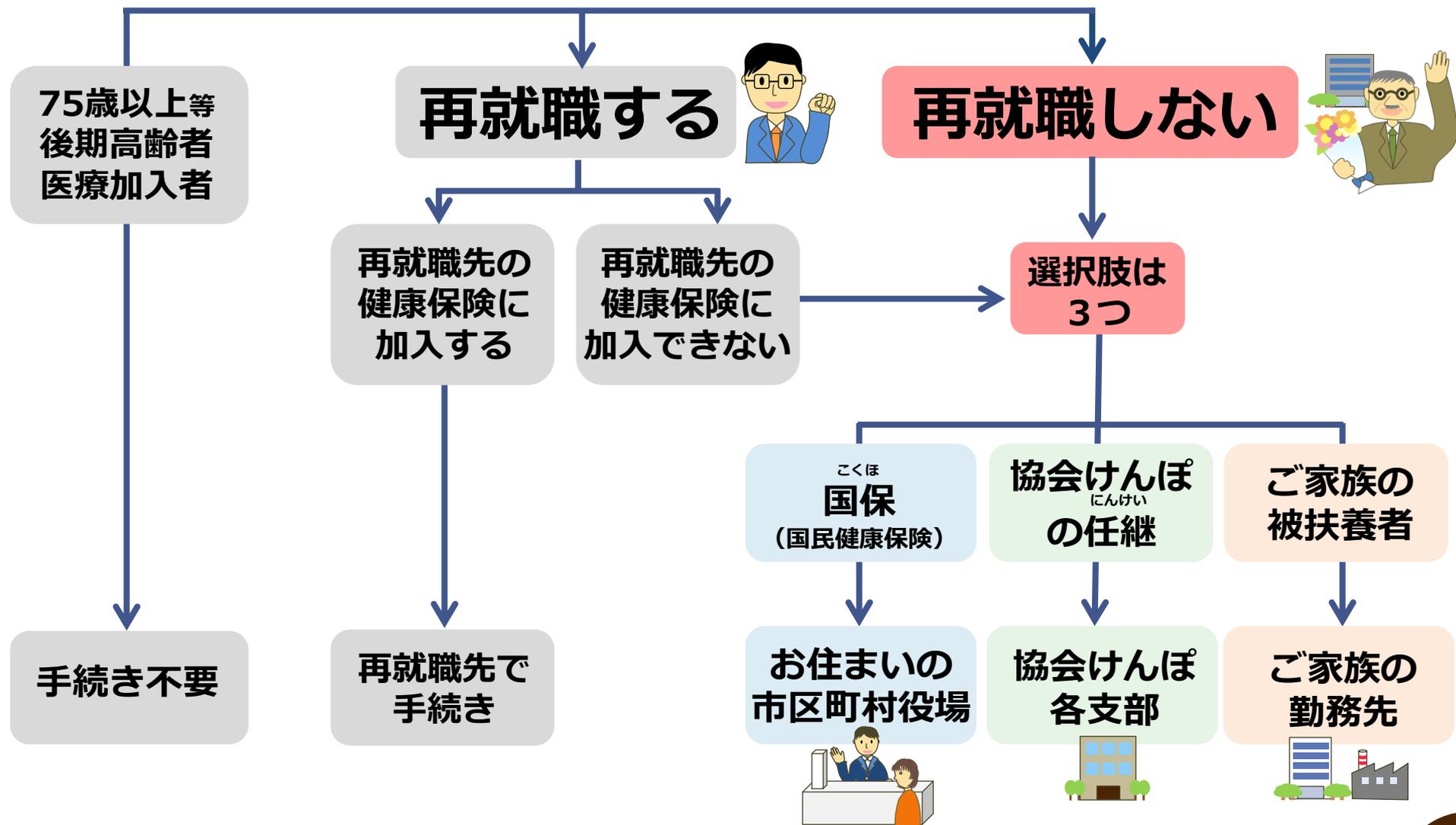
ここもチェック

退職後にも受けられる
給付金はあるの？

詳しくはP43
「退職後の給付」へ



退職後の健康保険フローチャート





選択肢は3つ

加入できる期間は
最長で2年

こくほ 国保 (国民健康保険)

- ◆ 14日以内
- ◆ お住まいの市区町村の国民健康保険担当課

申請期限・申請先・加入条件

- ◆ 20日以内
- ◆ お住まいの都道府県の協会けんぽ各支部へ
- ◆ 被保険者期間が2か月以上あること

ご家族の 被扶養者

- ◆ 5日以内
- ◆ ご家族（被保険者）の勤務先を通じて手続き
- ◆ 収入等の認定条件あり

気になる保険料は？（事前の比較をおすすめします）

- ◆ 前年所得・固定資産税・加入人数等で決定
- ◆ 毎年度、見直しあり
- ◆ 退職理由によって保険料の軽減あり
(非自発的失業者への軽減措置)

- ◆ 退職時の健康保険料の2倍
(H31年度の上限等級は30万円)
- ◆ 保険料率は都道府県ごとに異なる
※毎年度、保険料率の見直しあり

- ◆ 保険料負担なし

認定条件・必要書類等は
ご家族の勤務先へ

「国保の保険料が
どれくらいになるか？」
お住まいの市区町村の
国民健康保険担当課へ

ポイント

- ◆ 国保は毎年度、保険料の見直しがあります。
- ◆ 退職した年は任継の保険料の方が安くても、翌年度からは国保の保険料の方が安くなる可能性があります。
- ◆ 任継は毎年度、保険料率 (%)の見直しがあります。



事業所のみなさまにお願いしたいこと

保険証の回収

退職後は、本人と連絡が取りづらくなります。退職時には**保険証の回収**をお忘れなく。

退職日の回収にご協力ください

資格喪失届の提出

にんけい任継の保険証の作成は、**資格喪失の処理後**となります。退職後は**資格喪失届と保険証**をすみやかに**日本年金機構**へ

5日以内



にんけい任継セットが便利！

退職者に渡すだけで、本人が手続きできる「にんけい任継セット」をご用意しています。

けんぽ委員様専用の「申請書FAX取寄依頼書」でご請求ください

にんけい任継の保険証発行に関する 令和元年10月からの変更点

「退職日が確認できる証明書類」を申出書に添付することで、資格喪失処理前でも新しい保険証を発行できるようになります。

「退職日が確認できる証明書類」とは、資格喪失届の写し、退職証明書の写し、雇用保険被保険者離職票の写し等、資格喪失の事実が確認できる事業主または公的機関の証明印が押された書類のことです。



病気・ケガのとき頼れる健康保険の給付

全ての給付金は申請書の提出が必要。

※業務災害や通勤災害は健康保険の対象外のため、労働基準監督署へ。

申請書の種類	協会けんぽからの申請案内		事業主記入欄	提出から支払等までの期間
療養費	無		無	受付から1~2か月で支払
高額療養費	一部 有り	(診療月から 6か月以降)	無	診療月から4か月以降に支払
限度額証	無		無	受付から1週間程度で発送
傷病手当金	無		有	受付から10営業日以内に支払
出産手当金	無		有	受付から10営業日以内に支払
出産育児一時金	一部 有り	(出産月から 2か月以降)	無	受付から10営業日以内に支払
埋葬料(費)	無		有	受付から10営業日以内に支払

○給付金の支払は、申請書に記入されたお口座への振込となります。

○申請書に記載された申請者住所に支給決定通知書が送付されます。

受取代理人を指定される場合は受取代理人にも通知書が送付されます。



全額自己負担した後で払い戻される療養費

療養費にはいくつか種類があります

<p>たてかえばらい ① 立替払</p> <p>P11へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険証未提示により自費で診療を受けた 採用直後で手続き中などのため、保険証なしで受診 ● 以前の保険証で診療を受けてしまった 以前の健康保険（市役所など）へ誤使用分の医療費を返納した後、協会けんぽへ申請 <table border="1" data-bbox="193 842 579 999"> <tr> <td colspan="2">医療費 10,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000円 (3割)</td> <td>7,000円 (7割)</td> </tr> </table> <p>療養費として支給</p>	医療費 10,000円		3,000円 (3割)	7,000円 (7割)	<p>ちりょうようそうぐ ② 治療用装具</p> <p>P12へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コルセット等の治療用装具 医師の指示で治療のため装具を作った ● 小児弱視等の治療用眼鏡 しょうにじゃくし 9歳未満の家族が治療用眼鏡を作った <table border="1" data-bbox="1062 842 1449 999"> <tr> <td colspan="2">治療用装具代 10,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000円 (3割)</td> <td>7,000円 (7割)</td> </tr> </table> <p>療養費として支給</p>	治療用装具代 10,000円		3,000円 (3割)	7,000円 (7割)
医療費 10,000円									
3,000円 (3割)	7,000円 (7割)								
治療用装具代 10,000円									
3,000円 (3割)	7,000円 (7割)								
<p>いそうひ 移送費</p> <p>病気やけがで移動が著しく困難で、緊急やむを得ず移送された</p>	<p>はり・きゅう マッサージ</p> <p>医師の同意を得て、はり・きゅう・マッサージの治療を受けた</p>								
<p>かいがいりょうようひ 海外療養費</p> <p>※治療目的の渡航は対象外</p> <p>海外の医療機関で診療を受けた</p>	<p>じゅうどうせいふく 柔道整復施術</p> <p>柔道整復師（整骨院・接骨院）から施術を受けた</p>								



①立替払の申請は？

1~2か月で
お支払い

申請書

健康保険
療養費支給申請書 (立替払等)

ケガの場合

負傷原因届 をプラス P44を参照



どんなとき

①保険証未提示により
自費で診察を受けたとき



②以前の保険証で
診察を受けてしまったとき

まずは市役所 (国保) や組合健保等へ
お金を返納します



添付書類

自費で支払いをした際に発行された
●領収書の原本
+
●傷病名が記載された診療明細書
病院から交付を受けます

返納した際に発行された
●領収書の原本
+
●診療報酬明細書 (レセプト)
※レセプト交付の方法は保険者により異なる

申請期限

医療費等を支払った日の翌日から
2年以内
《例》 H30.4.20に支払い
(H30.4.21から2年以内)
⇒R2.4.20まで

診療を受けた日の翌日から
2年以内
《例》 H30.4.20に受診
(H30.4.21から2年以内)
⇒R2.4.20まで



② 治療用装具の申請は？

1~2か月で
お支払い

申請書

健康保険

療養費支給申請書 (治療用装具)

ケガの場合

負傷原因届 をプラス P44を参照

どんなとき

コルセット等の
治療用装具を作ったとき



しょうにじゃくし

小児弱視等の
治療用眼鏡を作ったとき



添付書類

● 医師の意見および
装着証明書の 原本

+

● 領収書の 原本

(装具の名称、種類、内訳等の記載がない場合、
記載のある見積書等も必要)

※靴型装具は、装具の写真も必要

● 医師の眼鏡等作成指示書の
原本または写し

+

● 領収書の 原本

申請期限

装具・眼鏡の代金を支払った日の翌日から**2年以内**

《例》H30.4.20に支払い (H30.4.21から2年以内)

⇒R2.4.20まで

ご注意ください

注意

領収書は受診者本人宛の領収書であることが必要です



医療費が高額になったときには高額療養費

同一月の医療費が上限額を超えた場合、超えた分が後から払い戻されます

↓
年齢や所得によって上限額が変わる

70歳未満の方

所得区分		自己負担限度額（上限額）	多数該当の自己負担限度額
標準報酬月額	ア：83万円以上	252,600円+（総医療費-842,000円）×1%	140,100円
	イ：53万～79万円	167,400円+（総医療費-558,000円）×1%	93,000円
	ウ：28万～50万円	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%	44,400円
	エ：26万円以下	57,600円	44,400円
オ：低所得者（住民税非課税者等）		35,400円	24,600円

70歳～74歳の方

H29年8月～H30年7月

標準報酬月額	所得区分	個人ごと（通院）	世帯ごと（通院+入院）
	現役並み所得者（28万円以上）	57,600円	80,100円+1% <44,400円>
一般（26万円以下）	14,000円 （年間上限14.4万円）	57,600円 <44,400円>	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ		15,000円	

H30年8月～

標準報酬月額	所得区分	個人ごと（通院）	世帯ごと（通院+入院）
	現役並み所得者Ⅲ（83万円以上）	252,600円+1% ※ <140,100円>	
現役並み所得者Ⅱ（53万～79万円）	167,400円+1% ※ <93,000円>		
現役並み所得者Ⅰ（28万～50万円）	80,100円+1% ※ <44,400円>		
一般（26万円以下）	18,000円 （年間上限14.4万円）	57,600円 <44,400円>	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ		15,000円	

< >は多数該当の場合

※「1%」は「（総医療費-a円）×1%」で70歳未満の方に同じ



社員
家族

高額療養費の計算ルールは5つ

① 1か月単位	1日から末日
② 保険適用分が対象	食事代、差額ベット代等は対象外
③ 受診者ごとに	合算できるかを判断
④ 医科・歯科別で	合算できるかを判断
⑤ 入院と通院は分けて	合算できるかを判断 同じ医療機関でも入院と通院は分けて 通院にかかる院外調剤分は通院分に合計する

まるわかりガイド
P23に事例紹介
あります。

がっさん

合算できる場合があります

複数の医療機関での診療・同一世帯の他の受診者分の合算

→ 保険証の記号・番号が同じ方

70歳未満の方

- 21,000円以上の自己負担額のみを合算できます

70歳~74歳の方

- すべて合算できます





高額療養費の計算例 (※所得区分「ウ」の場合)

 被保険者 (38歳)
A病院で入院
自己負担 (3割) 300,000円
(総医療費 1,000,000円)

 被保険者 (38歳)
A病院で通院
自己負担 (3割) 18,000円
(総医療費 60,000円)

 被扶養者 (37歳)
B病院で通院
自己負担 (3割) 24,000円
(総医療費 80,000円)

自己負担額が
21,000円未満のため
合算不可

自己負担額が
21,000円以上のため
合算可能

高額療養費 = ①自己負担額 - ②自己負担限度額

①自己負担額：21,000円以上の自己負担額のあるものを合計する
→ 300,000円 + 24,000円 = 324,000円

②自己負担限度額：①で足したものの総医療費と、所得区分とともに計算
→ 80,100円 + (1,000,000円 + 80,000円 - 267,000円) × 1% = 88,230円

高額療養費 = ① - ② = 324,000円 - 88,230円 = 235,770円



「低所得」区分の考え方

「低所得」の判断は、社員の住民税が非課税であること（家族ではありません）



注意

低所得者の場合、住民税の年度に注意

受診月によって、添付する非課税証明書の年度が変わります

平成30年8月～令和元年7月の診療

平成30年度の非課税証明書

令和元年8月～令和2年7月の診療

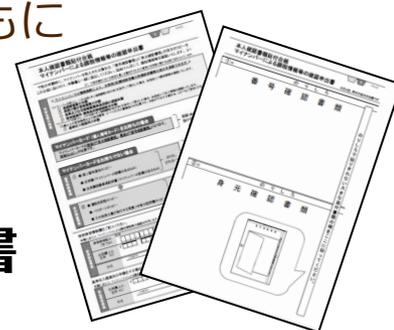
平成31年度の非課税証明書

診療月が平成29年8月以降の場合、申請書にマイナンバーを記入のうえ、「マイナンバーによる課税情報等の確認申出書」を添付していただければ非課税証明書の添付は省略できます。



マイナンバー情報連携

「マイナンバーによる課税情報等の確認申出書」を必要書類とともに添付することで、非課税証明書の添付を省略できます。



申出書

本人確認書類貼付台紙
マイナンバーによる課税情報等の確認申出書

添付書類

マイナンバーカード(個人番号カード)の両面のコピー

※マイナンバーカードをお持ちでない場合

①番号確認書類 (以下のうち、いずれか一つ)

いずれか
1つ

- 個人番号通知のコピー
- 住民票(マイナンバーの記載あるもの)
- 住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載あるもの)

②身元確認書類 (以下のうち、いずれか一つ)

いずれか
1つ

- 運転免許証のコピー
- パスポートのコピー
- その他官公署が発行する写真つき身分証明書のコピー

対象の申請書

高額療養費、高額介護合算療養費、**限度額適用・標準負担額減額認定申請書**、療養費(入院時の食事負担額減額申請)、基準収入額適用申請書



高額療養費

多数該当の場合、上限額が引き下がる

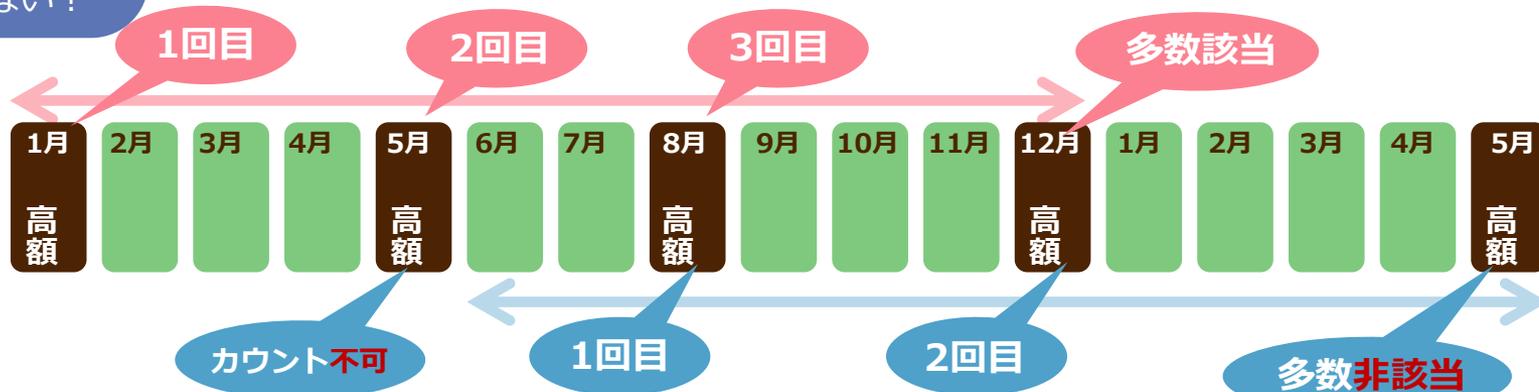
申請月以前12か月に、すでに3回以上高額療養費の支給を受けている場合

例えば
所得区分がウの場合

所得区分			
	ウ		



多数該当になる？ならない？



- 限度額証提示による自己負担限度額までの支払いについても、高額療養費の支給として数えます
- 高齢受給者（所得区分が一般・低所得）の外来のみの高額療養費の支給回数は多数該当に含みません（70歳以上）



高額療養費の申請は？

申請書

健康保険

高額療養費支給申請書

ケガの場合

負傷原因届 をプラス P44を参照

どんなとき

高額な医療費がかかったとき

(診療月から6か月経過以降、該当者に案内送付もあり)

添付書類

不要 ※以下に該当する場合を除く

被保険者が非課税の場合 (①②のどちらかを選択)

- ①非課税証明書の原本 (申請書内に証明があれば不要)
- ②「マイナンバーによる課税情報等の確認申出書」と
確認書類 (マイナンバーカード両面の貼紙など※資料17ページ参照)

医療費の助成を受けている場合

- 領収書コピー

申請期限

診療日の翌月1日から **2年以内**

《例》 H30.3月受診分 (H30.4.1から2年以内) ⇒R2.3.31まで

ご注意ください

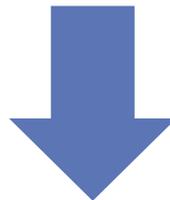
申請書は **1か月ごとに1枚** 必要です

払い戻しには **診療月から4か月以上** かかります



入院が決まったら限度額証を準備

同一月の医療費が一定額を超えた場合に、
高額療養費の申請をすれば超えた分があとから払い戻されます



しかし

**高額療養費は
払い戻しに時間がかかり、手続きが大変！**
(払い戻しは診療月から4か月以降、1か月ごとに1枚の申請書)



あとで払い戻されるとはいえ、結構な負担だわ。
それに、なかなか時間がとれないのよね。

げんどがくしょう
**でも、限度額証なら
保険証と限度額証を病院で提示するのみ**
(限度額証は申請から1週間でご自宅へ。事前申請もOK。)

お給料から医療費の目安がわかるし、
事前に準備しておけば安心ね。





限度額証があると窓口負担が減る

医療費30万円、すぐに準備できますか？

例 総医療費1,000,000円の場合 負担割合 3割 所得区分 「ウ」

自己負担限度額：80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) × 1% = 87,430円

限度額証がないと…

- ① 医療機関で **自己負担額を支払う**
 $1,000,000円 \times 3割 = \underline{300,000円}$
 - ② 高額療養費の申請
- ↓ 診療月から4カ月後
- ③ **高額療養費の払い戻し**
 $300,000円 - 87,430円 = \underline{212,570円}$

最終的な負担額は同じでも
 いったん多額の支払いが発生！

限度額証があれば！

- ① 協会けんぽへ
 限度額証の申請
- 約1週間で発行
- ② 医療機関への提示
 - ③ 医療機関へ
自己負担限度額を支払うのみ
87,430円

初めから限度額までの支払いで済む。
 お給料から医療費の目安がわかります！



社員
家族

限度額証の申請は？

認定証は
約1週間で
ご自宅へ発送

申請書

健康保険
限度額適用認定申請書

どんなとき

高額な診療を受ける前、
またはその後すみやかに

添付書類

不要

被保険者が住民税非課税の場合はこちら

**限度額適用・
標準負担額減額認定申請書**

高額な診療を受ける前、
またはその後すみやかに

①②のどちらかを選択

- ① 非課税証明書の原本（申請書内に証明があれば不要）
- ② 「マイナンバーによる課税情報等の確認申出書」と確認書類(マイナンバーカード両面の北側など※資料17ページ参照)

非課税の年度に注意！

平成30年8月～令和 元年7月の診療 **平成30年度**

令和元年8月～令和 2年7月の診療 **平成31年度**

ご注意ください

70～74歳の方は申請不要の場合があります

▶ 70歳～74歳は高齢受給者証の提示で
自己負担限度額までとなるため、
申請は原則不要です

ただし、赤枠の方は申請が必要です

～H30.7月受診分

所得区分	
低所得者Ⅱ	
低所得者Ⅰ	

※資料13ページ抜粋

H30.8月受診分～

所得区分	
現役並Ⅱ	
現役並Ⅰ	
低所得者Ⅱ	
低所得者Ⅰ	



病気等で仕事を休んだ時には傷病手当金

支給期間は、支給を開始した日から**1年6か月**の期間内で、支給条件を満たしている期間です

4つあります

支給条件

- ① 業務外の病気やケガで療養中である
- ② 仕事に就けない（労務不能）
- ③ 4日以上仕事を休んでいる
- ④ 給料の一部または全部が支払われない

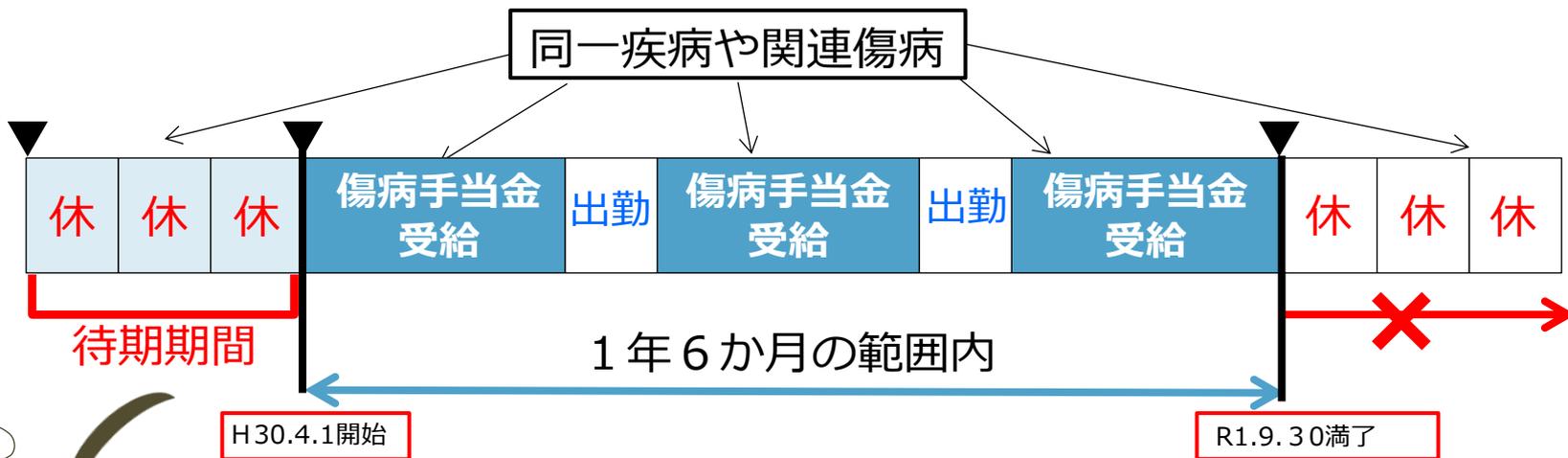


支給期間

1年6か月

ご注意ください

途中に出勤した日があっても、支給を開始した日から起算して1年6か月の期間となります。



注意

初めの3日間は連続して休んでいること

待期間となり支給されません





おおむね お給料の3分の2を支給

休業1日につき次の金額が支給されます

1日あたりの支給金額の算出

支給開始日以前の継続した12か月間の
各月の標準報酬月額を平均した額

$$\div 30 \times \frac{2}{3} =$$

(10円未満四捨五入) (1円未満四捨五入)

1日当たりの
支給金額

例 平成30年10月8日支給開始の場合



(※) 支給開始日以前の被保険者期間が12か月に満たない場合

➡ 次のA、Bを比べていずれか低い金額で算定します

A：資格取得月から支給開始月までの各月の標準報酬月額を平均した額

B：30万円（前年度9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額）

※支給開始日がH31.3.31以前の場合は28万円。



支給額を計算してみましよう

例

労務不能と認められた期間	平成31年4月1日～4月15日	欠勤・無給の期間 (請求期間)	平成31年4月1日～4月15日
支給開始日	平成31年4月4日		
支給される期間	4/4～4/15の12日間 (4/1～4/3の3日間は待期期間のため支給されない)		
支給開始日以前12か月間の各月の標準報酬月額 の平均	28万円 (平成30年5月～平成31年4月の標準報酬月額の平均)		

支給日額
を計算

標準報酬月額を30日で割る

$$28\text{万円} \div 30 = \underline{9,333.333\dots\text{円}} \text{ (10円未満四捨五入)}$$

3分の2をかけて日額を計算

$$\underline{9,330\text{円}} \times \frac{2}{3} = \underline{6,220\text{円}} \text{ (1円未満四捨五入)}$$

支給額

支給日数をかける

$$\underline{6,220\text{円}} \times 12\text{日} = \underline{74,640\text{円}}$$

下記のいずれかの場合、支給額が一部または全部調整されます

- ① 手当などを含め、一部でも給与が支給されている
- ② 傷病手当金と同じ病気などで厚生年金保険の障害厚生年金または障害手当金が受けられる
- ③ 退職後に老齢年金などが受けられる
- ④ 労災保険から休業補償給付を受けられる
- ⑤ 傷病手当金の申請期間中に出産手当金が支給されている



傷病手当金の申請は？

10営業日でお支払い

申請書

健康保険

傷病手当金支給申請書

ケガの場合

負傷原因届 をプラス P 44を参照

どんなとき

業務外の病気やケガで仕事を休んだとき

添付書類

障害年金を受給している方

退職後の請求で老齢年金を受給している方

●年金証書のコピーおよび年金額改定通知書のコピー

※必要に応じて上記以外の書類をご提出いただく場合がございます

※添付書類はA 4 (片面印刷) での提出にご協力をお願いします

支給開始日以前の12か月以内で事業所・保険者に変更があった方

- 以前の各事業所の名称、所在地及び各事業所に使用されていた期間がわかる書類

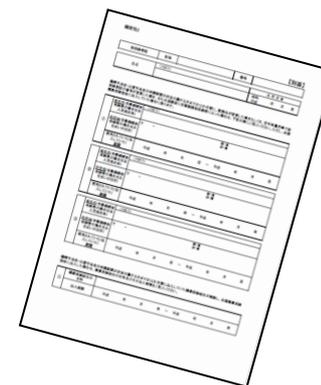
申請期限

労務不能であった日ごとにその翌日から**2年以内**

《例》H30.4.20分 (H30.4.21から2年以内) ⇒R2.4.20まで

ご注意ください

- **申請期間にかかる給与が確定 (給与締め日) 後の申請**
給与の支払状況について事業主の証明が必要となります。
継続して申請する場合はできるだけ給与の締め単位で申請してください。
- **マイナンバーを記入した場合は本人確認書類**(マイナンバーカードの写し等)**が必要**
※ 保険証の記号・番号の記入でマイナンバー記入を省略できます





出産に伴うけんぽの手続きは最大4つ

妊娠4か月（85日）以降の生産(早産)、死産(流産)、人工妊娠中絶をいいます

個人が行う手続き

出産費用の補助

しゅっさん いくじ いちじきん

出産育児一時金

分娩機関への直接支払が主流

5人に1人が帝王切開の時代！

帝王切開の場合は事前に準備

げんどがく しょう

限度額証

(限度額適用認定証)



女性の被保険者であればさらに

会社も関わる手続き

産休中の休業補償

しゅっさん てあてきん

出産手当金

おおむね お給料の3分の2を支給

「切迫流産」「切迫早産」など、

医師が労務不能と認めたときの休業補償

しょうびょう てあてきん

傷病手当金

おおむね お給料の3分の2を支給

出産に伴う手続きには何があるの？

手続きが煩雑な、出産に伴う手続きを一覧にしてみました



- 協会** 出産育児一時金支給申請書 (直接支払が主流)
- 年金** 被扶養者(異動)届* (生まれた子の保険証)

- 市区町村** 出生届
- 児童手当認定申請
- 子ども医療証交付申請

ポイント

多くの場合、生まれた子の1ヶ月健診で、保険証・子ども医療証の提示が必要です (ないと自費)

- 保険証の発送は申請から約2週間
- 子ども医療証の手続きには保険証が必要

➡ 名前が決まったらすぐに被扶養者(異動)届を提出



- 協会** 傷病手当金支給申請書* (切迫流産・切迫早産など)

- 協会** 限度額証申請 (帝王切開などに合えば高額療養費)

- 年金** 産前産後休業取得者申出書* (産休中の保険料免除)

- 年金** 産前産後休業取得者変更(終了)届* (産休期間の変更)

- 協会** 出産手当金支給申請書* (産休中の休業補償)

- 職安** 育児休業受給資格確認票* (初回のみ：給付金受給の資格確認・賃金登録)

- 職安** 育児休業給付金支給申請書* (育休中の休業補償)

- 年金** 育児休業等取得者申出書* (育休中の保険料免除)

- 年金** 育児休業等取得者終了届* (予定より前に育休終了)

- 年金** 産前産後休業終了時報酬月額変更届* (産休後3か月の平均)

- 年金** 育児休業等終了時報酬月額変更届* (育休後3か月の平均)

- 年金** 養育期間標準報酬月額特例申出書* (年金額を従前の標準報酬月額で計算)





出産のため仕事を休んだ時には出産手当金

支給期間は、産前42日から産後56日まで



でも、“**予定日に生まれる**”とは限りませんよね

出産日（出産予定日後に出産した場合は出産予定日）以前42日（多胎妊娠は98日）から、出産日後56日までの期間のうち、仕事を休み、給与の支払いを受けなかった期間が対象です。

※

※多胎：双子、三つ子など

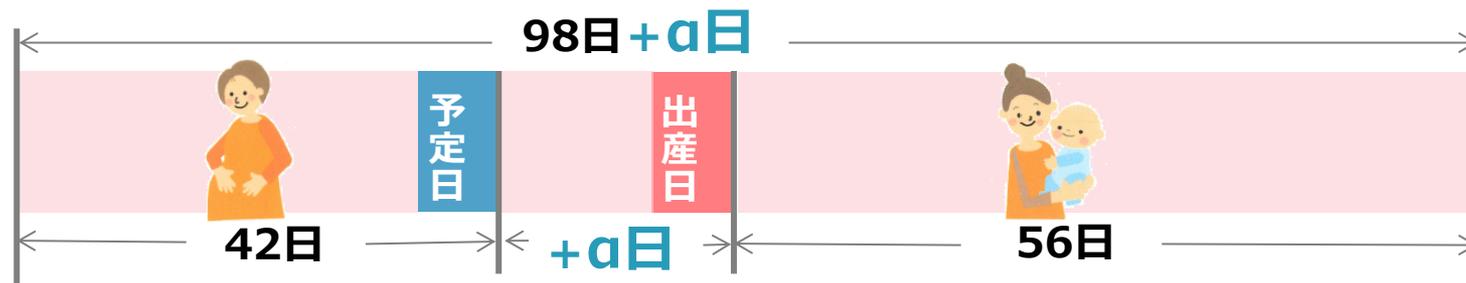
● 出産予定日以前に出産した場合

出産日以前42日から出産日後56日までの期間



● 出産予定日より遅れて出産した場合 ⇒ 遅れた期間（+a日間）も支給

出産予定日以前42日から出産日後56日までの期間





おおむね お給料の3分の2を支給

休業1日につき次の金額が支給されます

1日あたりの支給金額の算出

支給開始日以前の継続した12か月間の
各月の標準報酬月額を平均した額

$$\div 30 \times \frac{2}{3} =$$

(10円未満四捨五入) (1円未満四捨五入)

1日当たりの
支給金額

例 平成30年10月8日支給開始の場合



(※) 支給開始日以前の被保険者期間が12か月に満たない場合

➡ 次のA、Bを比べて**いずれか低い金額**で算定します

A : 資格取得月から支給開始月までの各月の標準報酬月額を平均した額

B : 30万円 (前年度9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額)

※支給開始日がH31.3.31以前の場合は28万円。



この一覧表で支給期間をチェックできます

出産予定日と出産日から産前産後の支給期間を確認してみましょう

産前産後期間一覧表

産前42日(多胎の場合は98日)産後56日・()内はうるう年												
出 産 日	1月出産		2月出産		3月出産		4月出産		5月出産		6月出産	
	産前 開始日	産後 終了日	産前 開始日	産後 終了日	産前 開始日	産後 終了日	産前 開始日	産後 終了日	産前 開始日	産後 終了日	産前 開始日	産後 終了日
1	11/21	2/26	12/22	3/29(3/28)	1/19(1/20)	4/26	2/19(2/20)	5/27	3/21	6/26	4/21	7/27
2	11/22	2/27	12/23	3/30(3/29)	1/20(1/21)	4/27	2/20(2/21)	5/28	3/22	6/27	4/22	7/28
3	11/23	2/28	12/24	3/31(3/30)	1/21(1/22)	4/28	2/21(2/22)	5/29	3/23	6/28	4/23	7/29
4	11/24	3/1(2/29)	12/25	4/1(3/31)	1/22(1/23)	4/29	2/22(2/23)	5/30	3/24	6/29	4/24	7/30
5	11/25	3/2(3/1)	12/26	4/2(4/1)	1/23(1/24)	4/30	2/23(2/24)	5/31	3/25	6/30	4/25	7/31
6	11/26	3/3(3/2)	12/27	4/3(4/2)	1/24(1/25)	5/1	2/24(2/25)	6/1	3/26	7/1	4/26	8/1
7	11/27	3/4(3/3)	12/28	4/4(4/3)	1/25(1/26)	5/2	2/25(2/26)	6/2	3/27	7/2	4/27	8/2
8	11/28	3/5(3/4)	12/29	4/5(4/4)	1/26(1/27)	5/3	2/26(2/27)	6/3	3/28	7/3	4/28	8/3
9	11/29	3/6(3/5)	12/30	4/6(4/5)	1/27(1/28)	5/4	2/27(2/28)	6/4	3/29	7/4	4/29	8/4
10	11/30	3/7(3/6)	12/31	4/7(4/6)	1/28(1/29)	5/5	2/28(2/29)	6/5	3/30	7/5	4/30	8/5
11	12/1	3/8(3/7)	1/1	4/8(4/7)	1/29(1/30)	5/6	3/1	6/6	3/31	7/6	5/1	8/6
12	12/2	3/9(3/8)	1/2	4/9(4/8)	1/30(1/31)	5/7	3/2	6/7	4/1	7/7	5/2	8/7
13	12/3	3/10(3/9)	1/3	4/10(4/9)	1/31(2/1)	5/8	3/3	6/8	4/2	7/8	5/3	8/8
14	12/4	3/11(3/10)	1/4	4/11(4/10)	2/1(2/2)	5/9	3/4	6/9	4/3	7/9	5/4	8/9
15	12/5	3/12(3/11)	1/5	4/12(4/11)	2/2(2/3)	5/10	3/5	6/10	4/4	7/10	5/5	8/10
16	12/6	3/13(3/12)	1/6	4/13(4/12)	2/3(2/4)	5/11	3/6	6/11	4/5	7/11	5/6	8/11
17	12/7	3/14(3/13)	1/7	4/14(4/13)	2/4(2/5)	5/12	3/7	6/12	4/6	7/12	5/7	8/12
18	12/8	3/15(3/14)	1/8	4/15(4/14)	2/5(2/6)	5/13	3/8	6/13	4/7	7/13	5/8	8/13
19	12/9	3/16(3/15)	1/9	4/16(4/15)	2/6(2/7)	5/14	3/9	6/14	4/8	7/14	5/9	8/14
20	12/10	3/17(3/16)	1/10	4/17(4/16)	2/7(2/8)	5/15	3/10	6/15	4/9	7/15	5/10	8/15
21	12/11	3/18(3/17)	1/11	4/18(4/17)	2/8(2/9)	5/16	3/11	6/16	4/10	7/16	5/11	8/16
22	12/12	3/19(3/18)	1/12	4/19(4/18)	2/9(2/10)	5/17	3/12	6/17	4/11	7/17	5/12	8/17
23	12/13	3/20(3/19)	1/13	4/20(4/19)	2/10(2/11)	5/18	3/13	6/18	4/12	7/18	5/13	8/18
24	12/14	3/21(3/20)	1/14	4/21(4/20)	2/11(2/12)	5/19	3/14	6/19	4/13	7/19	5/14	8/19
25	12/15	3/22(3/21)	1/15	4/22(4/21)	2/12(2/13)	5/20	3/15	6/20	4/14	7/20	5/15	8/20
26	12/16	3/23(3/22)	1/16	4/23(4/22)	2/13(2/14)	5/21	3/16	6/21	4/15	7/21	5/16	8/21
27	12/17	3/24(3/23)	1/17	4/24(4/23)	2/14(2/15)	5/22	3/17	6/22	4/16	7/22	5/17	8/22
28	12/18	3/25(3/24)	1/18	4/25(4/24)	2/15(2/16)	5/23	3/18	6/23	4/17	7/23	5/18	8/23
29	12/19	3/26(3/25)	1/19	(4/25)	2/16(2/17)	5/24	3/19	6/24	4/18	7/24	5/19	8/24
30	12/20	3/27(3/26)			2/17(2/18)	5/25	3/20	6/25	4/19	7/25	5/20	8/25
31	12/21	3/28(3/27)			2/18(2/19)	5/26			4/20	7/26		

出産日	7月出産		8月出産		9月出産		10月出産		11月出産		12月出産	
	産前開始日	産後終了日										
1	5/21	8/26	6/21	9/26	7/22	10/27	8/21	11/26	9/21	12/27	10/21	1/26
2	5/22	8/27	6/22	9/27	7/23	10/28	8/22	11/27	9/22	12/28	10/22	1/27
3	5/23	8/28	6/23	9/28	7/24	10/29	8/23	11/28	9/23	12/29	10/23	1/28
4	5/24	8/29	6/24	9/29	7/25	10/30	8/24	11/29	9/24	12/30	10/24	1/29
5	5/25	8/30	6/25	9/30	7/26	10/31	8/25	11/30	9/25	12/31	10/25	1/30
6	5/26	8/31	6/26	10/1	7/27	11/1	8/26	12/1	9/26	1/1	10/26	1/31
7	5/27	9/1	6/27	10/2	7/28	11/2	8/27	12/2	9/27	1/2	10/27	2/1
8	5/28	9/2	6/28	10/3	7/29	11/3	8/28	12/3	9/28	1/3	10/28	2/2
9	5/29	9/3	6/29	10/4	7/30	11/4	8/29	12/4	9/29	1/4	10/29	2/3
10	5/30	9/4	6/30	10/5	7/31	11/5	8/30	12/5	9/30	1/5	10/30	2/4
11	5/31	9/5	7/1	10/6	8/1	11/6	8/31	12/6	10/1	1/6	10/31	2/5
12	6/1	9/6	7/2	10/7	8/2	11/7	9/1	12/7	10/2	1/7	11/1	2/6
13	6/2	9/7	7/3	10/8	8/3	11/8	9/2	12/8	10/3	1/8	11/2	2/7
14	6/3	9/8	7/4	10/9	8/4	11/9	9/3	12/9	10/4	1/9	11/3	2/8
15	6/4	9/9	7/5	10/10	8/5	11/10	9/4	12/10	10/5	1/10	11/4	2/9
16	6/5	9/10	7/6	10/11	8/6	11/11	9/5	12/11	10/6	1/11	11/5	2/10
17	6/6	9/11	7/7	10/12	8/7	11/12	9/6	12/12	10/7	1/12	11/6	2/11
18	6/7	9/12	7/8	10/13	8/8	11/13	9/7	12/13	10/8	1/13	11/7	2/12
19	6/8	9/13	7/9	10/14	8/9	11/14	9/8	12/14	10/9	1/14	11/8	2/13
20	6/9	9/14	7/10	10/15	8/10	11/15	9/9	12/15	10/10	1/15	11/9	2/14
21	6/10	9/15	7/11	10/16	8/11	11/16	9/10	12/16	10/11	1/16	11/10	2/15
22	6/11	9/16	7/12	10/17	8/12	11/17	9/11	12/17	10/12	1/17	11/11	2/16
23	6/12	9/17	7/13	10/18	8/13	11/18	9/12	12/18	10/13	1/18	11/12	2/17
24	6/13	9/18	7/14	10/19	8/14	11/19	9/13	12/19	10/14	1/19	11/13	2/18
25	6/14	9/19	7/15	10/20	8/15	11/20	9/14	12/20	10/15	1/20	11/14	2/19
26	6/15	9/20	7/16	10/21	8/16	11/21	9/15	12/21	10/16	1/21	11/15	2/20
27	6/16	9/21	7/17	10/22	8/17	11/22	9/16	12/22	10/17	1/22	11/16	2/21
28	6/17	9/22	7/18	10/23	8/18	11/23	9/17	12/23	10/18	1/23	11/17	2/22
29	6/18	9/23	7/19	10/24	8/19	11/24	9/18	12/24	10/19	1/24	11/18	2/23
30	6/19	9/24	7/20	10/25	8/20	11/25	9/19	12/25	10/20	1/25	11/19	2/24
31	6/20	9/25	7/21	10/26			9/20	12/26			11/20	2/25

一覧表の見方

予定日：H31.2.18
 出産日：H31.2.20
 (予定より遅れて出産)の場合

1. 出産予定日と出産日と比較
2. 早いほうの日付から産前開始日を探す
(出産予定日2/18を基準として産前開始日を確認)
3. 次に出産日(2/20)を探して産後終了日を確認
4. 申請可能期間は、1/8~4/17

練習問題

予定日：9/16 出産日：9/1の場合の申請可能期間は？ 答. 7/22~10/27



支給額を計算してみましょう

例

出産予定日	平成31年2月18日	出産日	平成31年2月20日
産前開始日	平成31年1月 8日 (出産予定日以前42日から)	産後終了日	平成31年 4月17日
申請期間	平成31年1月 8日 ~ 平成31年4月17日 (100日間)		
支給開始日以前12か月間の各月の標準報酬月額平均	30万円 (平成30年2月~平成31年1月の標準報酬月額平均)		

支給日額
を計算

標準報酬月額を30日で割る

$$30\text{万円} \div 30 = \underline{1\text{万円}} \quad (\text{10円未満四捨五入})$$

3分の2をかけて日額を計算

$$\underline{1\text{万円}} \times \frac{2}{3} = 6,666.66... \rightarrow \underline{6,667\text{円}} \quad (\text{1円未満四捨五入})$$

支給額

支給日数をかける

$$\underline{6,667\text{円}} \times 100\text{日} = \underline{666,700\text{円}}$$

下記のいずれかの場合、支給額が一部または全部調整されます

- ① 手当などを含め、一部でも給与が支給されている
- ② 同一期間について、傷病手当金の支給を受けている

1日当たりの支給金額を比べて、出産手当金の金額が傷病手当金の金額よりも多ければ、その差額が支給されます。



出産手当金の申請は？

10営業日でお支払い

申請書

健康保険

出産手当金支給申請書

添付書類

支給開始日以前の12か月以内で事業所・保険者に変更があった方

- 以前の各事業所の名称、所在地及び各事業所に使用されていた期間がわかる書類

申請期限

出産手当金の支給期間内で出産のため休んだ日ごとにその翌日から**2年以内**

《例》H30.3.3分（H30.3.4から2年以内）⇒R2.3.3まで

ご注意ください

- ・ **申請期間にかかる給与が確定（給与締め日）後の申請**
給与の支払状況について事業主の証明が必要となります。
継続して申請する場合はできるだけ給与の締め単位で申請してください。
- ・ **マイナンバーを記入した場合は本人確認書類**(マイナンバーカードの写し等)**が必要**
※ 保険証の記号・番号の記入でマイナンバー記入を省略できます



出産費の補助、出産育児一時金

支給対象

妊娠4か月（85日）以降の

生産(早産)、死産(流産)、人工妊娠中絶

ポイント ▶ 死産でも妊娠4か月以降なら出産とされます

支給金額

1 児出産につき **42万円**

下記2つの場合は**40万4千円**です。



- ①産科医療補償制度に加入していない医療機関等での出産
- ②妊娠22週に満たない出産

*産科医療補償制度とは
分娩時の何らかの理由により、赤ちゃんが重度の脳性麻痺となった場合、
赤ちゃんのご家族の経済的負担を補償するために医療機関が加入する制度。
H31年4月現在、99.9%の分娩機関が加入（愛知県内は100%）
（公益財団法人 日本医療機能評価機構調べ）。

Key
Word

直接支払制度

出産にかかる費用に出産育児一時金を充てることのできるよう、出産育児一時金を**協会けんぽから医療機関に**直接支払う仕組みです。

この制度を利用すると、まとまった出産費用を事前に用意する必要がなくなります。



出産費って
どれくらいかかるの？

分娩機関によって変わりますが、おおよそ50万円前後。

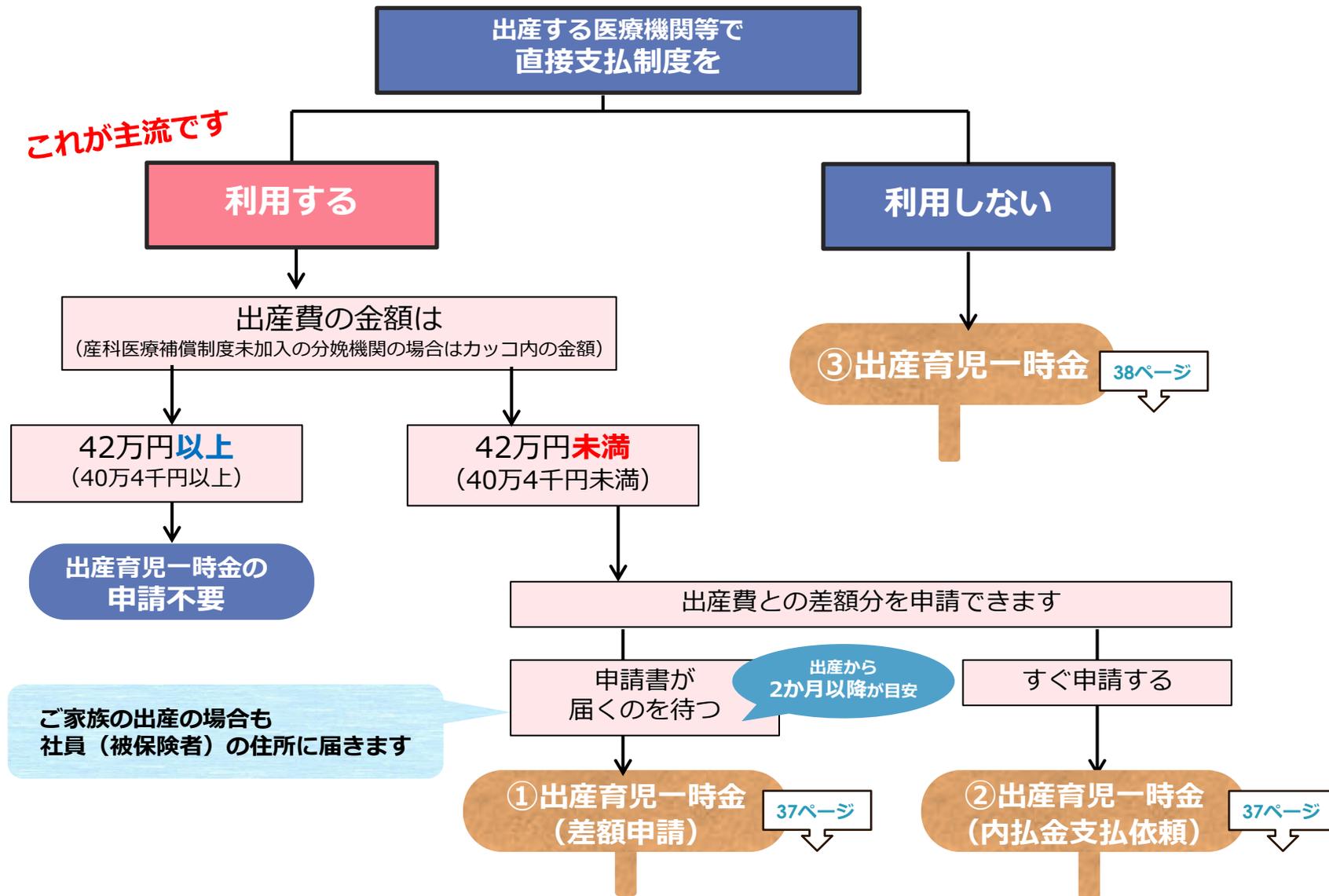
出産費が
50万円
だったら

▶直接支払制度を利用すると、協会けんぽから分娩機関に42万が支払われ、本人が分娩機関へ支払う金額は差額の8万円ですみます。



人によって申請方法がさまざま

フローチャートでどんな申請が必要か確認してみましょう





①差額、②内払金の申請は？

10営業日でお支払い

申請書

健康保険

出産育児一時金 内払金支払依頼書・差額申請書

(直接支払制度を利用しない場合の「出産育児一時金支給申請書」と申請書が異なります)

どんなとき

直接支払制度を利用し、

出産費用 < 出産育児一時金の場合のみ必要となる申請

添付書類

① 出産育児一時金 (差額申請)

協会けんぽから申請書が届いてから申請

添付書類なし

② 出産育児一時金 (内払金支払依頼)

協会けんぽから申請書が届く前に申請

- 直接支払制度にかかる医療機関等との合意文書の写し (P39参照)
- 出産費用の領収・明細書の写し
「出産年月日」と「出生児数」が記載されている場合は、申請書に医師・助産師、もしくは市区町村長による証明は不要
(※死産の場合は医師・助産師による「死産年月日」と「妊娠週数」の証明が必要)
- 産科医療保障制度の対象分娩であることがわかる書類の写し (P39参照)

申請期限

出産日の翌日から**2年以内**

《例》 出産日がH30.3.20の場合 (H30.3.21から2年以内) ⇒ R2.3.20まで



③ 直接支払制度を利用しない場合の申請は？

医療機関へ出産費用を全額支払った後、協会けんぽへ出産育児一時金を請求します

10営業日でお支払い

③ 出産育児一時金

申請書

健康保険

出産育児一時金 支給申請書

(直接支払制度を利用する場合の「出産育児一時金 内払金支払依頼書・差額申請書」と申請書が異なります)

添付書類

- 直接支払制度を利用していないことが確認できる書類の写し
- +
- 産科医療補償制度の対象分娩であることが確認できる書類の写し
- +

P39参照

申請書に医師・助産師または市区町村長の証明を受けられない場合

- 出生が確認できる書類 (戸籍謄本など) もしくは
死産が確認できる書類 (妊娠週数が分かる死産証書など)

申請期限

出産日の翌日から**2年以内**

《例》 出産日がH30.3.20の場合 (H30.3.21から2年以内) ⇒ R2.3.20まで



女性社員
女性家族

【参考①】直接支払制度の合意文書（見本）

※分娩機関により様式は異なります。

見本

各病院等の入院予約時などに妊婦と交わす直接支払制度合意文書の例（参考）

当院では、できる限り現金でお支払いいただくのではなく、21年10月からはじめた「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」をご利用いただくことを原則としております。

- 妊婦の方がご加入されている医療保険者に、当院が妊婦の方に代わって出産育児一時金（※）を請求いたします。手続きについて手数料はいただきません。
（※） 京浜出産育児一時金、共済の出産費及び京浜出産費を指します。
- 退院時に当院からご請求する費用について、原則4.2万円の一時金の範囲内で、現金等でお支払いいただく必要がなくなります。
・ 出産費用が4.2万円を超えた場合は、不足額を窓口でお支払いいただきます。
・ 出産費用が4.2万円未満で取った場合は、その差額を医療保険者に請求することがあります。
※当院が医療保険者から受け取った一時金の額の範囲で、妊婦の方へ一時金の支給があるものとして取り扱われます。
- 帝王切開などの保険診療を行った場合、3割の窓口負担をいただきますが、一時金をこの3割負担のお支払いにも充てさせていただきます。
- この仕組みを利用なさらず、一時金を医療保険者から受け取りたい場合には、お申し出ください。その場合、出産費用の全額について退院時に現金等でお支払いいただくこととなります。

＜妊婦の方へお願い＞

- ① 入院時に保険証をご提示ください。また、入院後、保険証が変更された場合には、速やかに変更後の保険証をご提示下さい。
※ 退院後半年以内の方で、現在は国民健康保険など退院時とは別の医療保険にご加入の方は、退院時の医療保険から給付を受けることもできます。その際は、退院時に交付されている資格喪失証明書保険証と併せて提示ください（保険は以前のお勧めの先にお問い合わせください。）
- ② 妊婦健診等により、帝王切開など高額な保険診療が必要とわかった方は、加入されている医療保険者に「取次請求用認定証」等を申請し、お会計の際にご提示下さい。ご提示いただければ、一般に3割の窓口負担が「¥801,000+がかった医療費の1%」に引き下げられます（所得により異なります）。入院時にお持ちでない方は、退院時までにご入手ください。
取次請求用認定証をお持ちにならないと請求額が高額になることもありますので、忘れずにお持ち下さい。

以上説明を受け、全国健康保険協会 愛知支部から支給される一時金について、直接支払制度を利用することに同意いたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

被保険者（世帯主） 氏名 **藤倉 太郎**

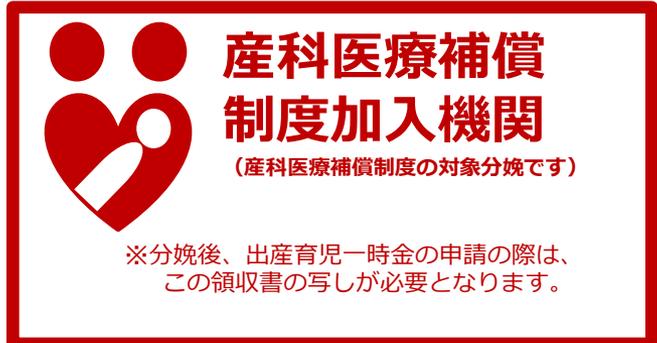
医療機関等使用欄

医療法人 〇〇会
〇〇産科婦人科医院 カ

（出産予定日）
直接支払制度不適用

【参考②】産科医療補償制度のスタンプ（見本）

※このスタンプが出産費用の明細書等に押印されます



以上説明を受け、全国健康保険協会 愛知支部から支給される一時金について、直接支払制度を利用することに同意いたします。

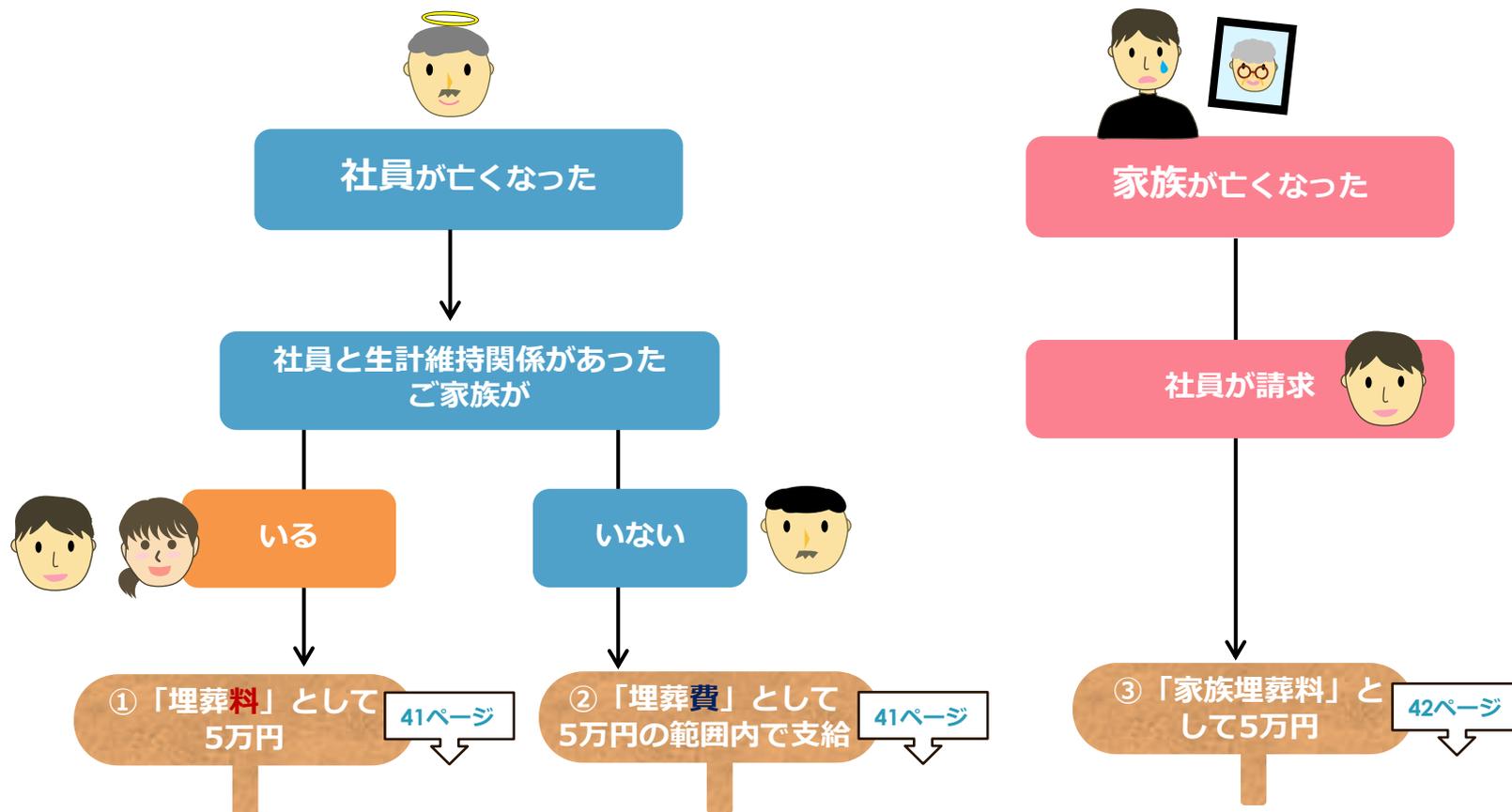
※直接支払制度を利用しない場合は、「**～利用しない**ことに同意いたします。」等となります。



亡くなったとき

まいそりょう 埋葬料・埋葬費・家族埋葬料として5万円

まいそうひ かぞくまいそりょう
 ※埋葬費は5万円の範囲内で実際に埋葬に要した費用を支給





①埋葬料、②埋葬費の申請は？

申請書

健康保険
埋葬料（費）支給申請書

10営業日でお支払い

ケガが原因の場合

負傷原因届 をプラス P44を参照

どんなとき

社員が亡くなった場合

添付書類

①埋葬料

ご本人と
生計維持関係のある
ご家族が申請

●死亡が確認できる書類 ※P.42参照

+

被扶養者以外が申請する場合のみ

同居

被保険者の住民票除票および
申請者の住民票

別居

生計維持関係を確認できる書類
(定期的な仕送りの事実がわかるものなど)

②埋葬費

ご本人と
生計維持関係のない
埋葬を行った方が申請

●死亡が確認できる書類 ※P.42参照

+

●埋葬に要した費用の
領収書と明細書の原本

申請期限

死亡日の翌日から**2年以内**

《例》 H30.4.20死亡の場合（H30.4.21から2年以内）⇒R2.4.20まで



③ 家族埋葬料の申請は？

10営業日でお支払い

申請書

健康保険
埋葬料（費）支給申請書

ケガが原因の場合

負傷原因届 をプラス P 44を参照

どんなとき

家族（被扶養者）が亡くなった場合

添付書類

●死亡が確認できる書類※下記参照

③ 家族埋葬料

申請期限

死亡日の翌日から**2年以内**
《例》 H30.4.20死亡の場合（H30.4.21から2年以内） ⇒R2.4.20まで

死亡が確認できる書類

ポイント

申請書に事業主の証明を受けていれば死亡が確認できる書類は不要

事業主の証明を受けられない場合、下記のいずれか

- 死亡診断書、死体検案書または検視調書の写し
- 亡くなった方の戸籍（除籍）謄（抄）本
- 亡くなった方の住民票（除票）
- 埋葬許可証または火葬許可証の写し



退職後も給付を受けられる場合があります

傷病手当金 ①～③をすべて満たしている場合

- ①退職日までに被保険者資格が継続して
1年以上あること（※1）。（任意継続加入期間は除く）
- ②退職日に傷病手当金の支給を受けている、
または、支給される条件を満たしていること。
- ③退職日に傷病手当金の支給を受けていた傷病
で引き続き労務不能であること。（退職日に出勤
しておらず、退職後も引き続き労務不能で療養していること）

老齢厚生年金などが受けられる場合は、
傷病手当金支給額と調整が行われます

出産手当金 ①～②をすべて満たしている場合

- ①退職日までに被保険者資格が継続して
1年以上あること（※1）。（任意継続加入期間は除く）
- ②退職日に出産手当金の支給を受けている、
または支給される条件を満たしていること。
（出産日以前42日目が加入期間であり、退職日に出勤していないこと）

出産育児一時金 ①～②をすべて満たしている場合

- ①退職日までに被保険者資格が継続して
1年以上あること（※1）。（任意継続加入期間は除く）
- ②資格喪失後6か月以内に被保険者だった方が
出産していること。（被扶養者が出産した場合は支給されません）

埋葬料(費) ①～②どちらかの場合

- ①資格喪失後3か月以内に、被保険者が死亡
した場合。（被扶養者が死亡した場合は支給されません）
- ②傷病手当金、出産手当金の退職後の給付を
受けている間または受けなくなって3か月
以内に死亡した場合。

※1 健康保険組合の加入期間は、協会けんぽの加入期間と1日も空きがなく連続していれば、含むことができます。



ケガのときは負傷原因届をプラス

ケガがもとで健康保険給付の申請をされる際、負傷原因届も添付します

どの申請書に必要？

4つの申請書に
必要です

療養費支給申請書

高額療養費支給申請書

傷病手当金支給申請書

埋葬料(費)支給申請書

例えば
こんなとき



休日に自宅の階段で転倒し、
骨折により、傷病手当金を請求する場合

傷病手当金
支給申請書

プラス
+

負傷原因届

どんな状況でケガをしたのか
「業務上でないか」
「第三者によるケガでないか」を
確認します



交通事故、ケンカは第三者行為届を提出

➤ 相手方のいるケガ・病気で保険証を使う場合は、協会けんぽへ「第三者等の行為による傷病届」の提出が必要です

交通事故



- 車両同士の事故
- 車両に同乗中に負傷した場合
- 歩行者と車両（自転車含む）の事故
- ひき逃げ等で相手が不明な交通事故
- 自転車同士の事故など

なぜ
第三者行為届を
提出するの？



ケンカ

その他



- 犬咬傷（よその飼い犬に咬まれたとき）
- けんかで負傷させられた場合
- ゴルフ（他人の打球で負傷）、スキー・スノーボード（他人と接触して負傷）など

加害者に7割分^(※)を請求するためです

第三者等の行為により被害者がケガを負った場合、本来は加害者が治療費を負担します。

しかし、被害者が保険証を使った場合は、本人は3割、協会けんぽが7割を一時的に負担します。

協会けんぽが一時的に立替えた7割分を、加害者に請求するためにこの届出が必要となります。※年齢により7~8割

給付金申請書を記入するときはこちらに注意

未記入や記入間違いがあると、お支払いが遅れてしまいます

申請時の合言葉「記号」「番号」
「記号」は01230010ではありません

上部に記載されています



保険者番号の01230010を記入している間違いが多くあります

健康保険 被保険者 被扶養者 世帯合算 高額療養費 支給申請書

記入方法および交付書類等については、「健康保険 被保険者 被扶養者 世帯合算 高額療養費 支給申請書 記入の手引き」をご覧ください。申請書は、指書で特約に丁寧に記入ください。 記入欄※ 0 1 1 2 3 4 5 6 7 8 9 A I J

被保険者氏名 (フリガナ) 協会 太郎 印

住所 (〒 -) 市 区 丁目 - 番 号 郵便 番号

電話番号 (日中の連絡先) TEL ()

金融機関 名称 銀行 協会 信託 (平信) 支店 (平信) 支店 出店所 非出店所 (平信) 支所 (平信) 支所

預金種別 1. 普通 3. 定期 口座番号 忘れぬで記入ください。
 2. 当座 4. 通知

口座名義 預金口座名義と名の欄は1文字ずつで記入ください(漢字1文字、半角カタカナ1文字以下で記入ください) 口座名義の区分 1. 被保険者 2. 代理人

「2」の場合必ず記入・押印ください(押印省略不可)

被保険者 氏名(印) 住所「被保険者情報」の住所と同じ

代理人 (口座名義人) 住所 (フリガナ) 氏名(印) 被保険者との関係

納付書のマイナンバー記載欄 (被保険者証の記号番号を記入した場合は記入不要です) 6 4 1 1 1 1

全国健康保険協会 協会けんぽ

ここに注意

被保険者情報欄は社員について
家族の受診も、請求者は社員の名前で

健康保険 被保険者 高額療養費 支給申請書

記入方法および届付書類等については、「健康保険 被保険者 高額療養費 支給申請書 記入の手引き」もご確認ください。
申請書は、得意で案内に丁寧に記入ください。

1 被保険者情報欄 (左つめ)

2 氏名・住所・電話番号

3 金融機関情報

被保険者情報欄

被保険者証の (左つめ)	記号	番号	生年月日	年	月	日
氏名・印 (フリガナ)	協会 太郎		<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成			
住所 (〒)	東京 港区 1-1 △△マンション101					
電話番号 (日中の連絡先)	TEL	()				

**扶養家族の受診でも
被保険者（社員）について記入**

間違えやすいのは…

- 限度額証の申請
- 療養費
- 高額療養費
- 出産育児一時金



振込先は通帳で確認

支店名・口座番号間違いが多数

申請書は、得意で案内に丁寧に記入ください。

1 被保険者情報欄

2 氏名・住所・電話番号

3 金融機関情報

振込先指定口座

振込先指定口座

金融機関 名称	銀行 () 金融 () 信組 () 農協 () 漁協 () 其他 ()	本店 () 支店 () 代理店 () 出張所 () 本店兼部 () 本所 () 支所 ()
預金種別	<input type="checkbox"/> 1. 普通 3. 別段 <input type="checkbox"/> 2. 当座 4. 通知	口座番号
口座名義	マカタン(姓と名の間は1マス空けてご記入ください。漢点(・)・半漢点(¨)は1字としてご記入ください)	
口座名義 の区分	<input type="checkbox"/> 1. 被保険者 <input type="checkbox"/> 2. 代理人	

「社員へ振込み」が原則

家族など別の方に振り込む場合は、代理人を指定し、受取代理人の欄を記入します

○○銀行
支店001
口座番号XXX



支店名・口座番号は
通帳で確認！

定期健診は会社の義務

労働安全衛生法では常時使用する労働者に対して1年以内ごとに1回の健康診断の実施を義務付けています

どうして
受診させる義務が
あるの？



**社員の健康状態を把握し、
職場における社員の健康を確保するためです。**

受診対象者

- 常時使用する労働者
- パートやアルバイトも条件を満たせば対象に

※1週間の所定労働時間の4分の3

費用の負担

法律で定められているため、事業所が負担する

異常があったら

健康のための措置について医師の意見を聞かなければならない

結果の保管義務

健康診断個人票を作成し、5年間保存する

結果の報告義務

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、労働基準監督署に健康診断の結果を報告する

労働者も受診義務

事業者が行う健康診断を受ける義務がある。ただし、会社指定の病院以外で受診した結果を書面で提出してもよい



35歳からは協会けんぽの健診でお得に

多くの事業所が年に一度の定期健診として利用しています

検査項目

労働安全衛生法の
定期健診項目すべて

〔問診、身体計測、血圧測定、尿検査、採血、
視力、聴力、胸部レントゲン、心電図、診察〕

+ さらに詳しい
検査項目

〔胃部レントゲン（胃がん検診）
便潜血反応検査（大腸がん検診）など〕



費用

1万8,522円相当が → **7,038円**

※消費税が10%に変更された場合は7,169円
※7,038円(7,169円)は最高額のため、
健診機関によりさらに安い場合あり

手続きはとても簡単

健診のご案内を3月下旬頃
に会社へお送りしています



緑色の
大きな封筒が目印！

1 健診機関を選ぶ



パンフレット
から選択

県内156か所

全国でも
受診できます

2 健診機関へ予約

健診の
予約をしたい
のですが



3 協会けんぽへ 申込書を送付



受診日等を
記入して送付

ネット申込み
もできます！

※平成31年度まで。令和2年度以降
申込書の送付は、不要になります。

4 健診受診

保険証、健診費用等を
持参して受診





協会けんぽの健診を利用しないとき

実施した健診の結果データをご提供ください▶同意書の提出をお願いします

協会けんぽが受診先の病院からデータを受領します

保険料率に反映されます

H30年度より保険料率決定の仕組みが変わりました。40歳以上の社員の健診受診率は最重要ポイントです。健診受診率が高いほど保険料率の引き下げにつながります。しかし、協会けんぽの健診をご利用でない場合、定期健診を受けていても、この健診受診率に正しく反映されません。健診結果をご提供いただくことによって、健診受診率に正しく反映されます。



健康サポートをご利用いただけます

健診後、保健師等が会社に伺い、生活習慣改善に向けた個別カウンセリングを行います。

社員が良い健康状態で

長く働けるよう、

ぜひご活用ください。

健康サポート

51ページ

定期健診（事業者健診）結果の提供に関する同意書

当社は全国健康保険協会愛知支部（以下「愛知支部」という）に対し、以下の①～③について同意します。

- ①当社が労働安全衛生法第66条の規定に基づき実施した定期健診（事業者健診）のうち、40歳以上74歳までの協会けんぽ加入者である従業員（以下「対象者」という）の特定健診結果データ（以下「結果データ」という）を、高血圧の高血圧の提供に関する法律第27条第2項・第3項の規定に基づき愛知支部に提供すること。
 - ②健診機関が対象者の結果データを作成するにあたり必要となる情報（被保険者の記号番号、氏名、性別及び生年月日）を愛知支部が当該健診機関に提供すること。
 - ③愛知支部が当該健診機関から結果データを受領すること。
- なお、当社から特段の申し出がない場合は、本同意書は次年度以降も効力を有することとします。

太枠内をすべてご記入のうえ ▶ 郵送でご返送ください

■ 貴事業所に関する事項

記入日	平成 年 月 日
所在地	〒
名称	
事業主氏名	(印)
電話番号	() -
担当者氏名	
健康保険証の記号 (数字で表した5ケタ)	<p>記号は社内での番号で共通です。 ご自分の健康証をご覧ください。</p>
健診機関名	

協会けんぽ愛知支部に加入されている事業所様のうち、協会けんぽの「生活習慣病予防健診」を利用せず、定期健診（事業者健診）結果を協会けんぽ愛知支部に提供する場合に、この同意書の提出が必要です。

お問い合わせ・同意書の郵送先



全国健康保険協会 愛知支部
協会けんぽ

〒450-6363
名古屋市中村区名駅1-1-1 J Pタワー名古屋23階
受付時間/8:30~17:15(土・日・夜間・年末年始を除く)
TEL.052-856-1482 (保健グループ)



こんな手紙が届いたら必ずご返信ください

生活習慣病のリスクに応じて健康サポート（特定保健指導）を無料で行っていきます



協会けんぽでは健診結果を基に、生活習慣の改善が必要な方へ**健康サポートのご案内**をしています。メタボの3つのリスク、高血糖や高血圧、高脂質は、脳・心疾患につながる恐れがあります。健診結果を放置せず、生活習慣を改善することが大切です。



1 会社(ご担当者様)



対象者のリストが届く

2 会社(ご担当者様)



日程を調整し FAXで返信

当日は面談のできる個室をご用意ください

3 会社(社員)

保健師等が会社に伺い 30分間の個別カウンセリング



4 社員 ↔ 協会けんぽ

3~6か月間、電話、メール等によるサポート



「健診後すぐ」が改善のチャンス！
健診機関が行う健康サポートも利用できます

名古屋駅すぐの協会けんぽ愛知支部でも特定保健指導を実施しています



ご家族にもお得な健診があります

メタボが気になり始める40歳以上のご家族が対象です

検査項目

メタボに注目した健診

+

医師の判断により 詳細な健診も

〔診察等、問診、身体計測、血圧測定、血液検査（脂質・肝機能・血糖検査）、尿検査〕

〔心電図、眼底検査、貧血検査
血清クレアチニン検査〕

費用

7,520円相当が → **870円**
(370円の病院あり)

※愛知県の健診機関で受診の場合
※消費税10%に変更されると
1,000円 (500円の病院あり)
に変更されます

手続きはとても簡単

受診券一式は毎年4月に
ご家族へ直接お送りしています

黄色の封筒が目印！

受診券

健診費用が
6,520円オフになる
受診券が入っています

1 健診機関を選ぶ



ネットで検索

県内2,300か所

全国でも
受診できます

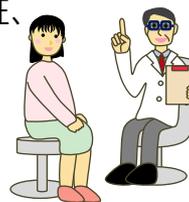
2 健診機関へ予約

健診の
予約をしたい
のですが



3 健診受診

受診券、保険証、
健診費用等を
持参して受診



4 健康サポート

生活習慣病のリスクに応じて
健康サポートを実施
(特定保健指導)
保健師等がカウンセリング。
(愛知県内は無料)



H30年度から保険料率決定の仕組みが変更

使用する医療費だけでなく、健康の保持・増進への行動も保険料率に反映されます

今までは

「加入者が使用する医療費」

で保険料率を決定



これからは

「加入者が使用する医療費」

+

「加入者の健康の保持・増進への行動」

で保険料率を決定



47都道府県支部を
5つの評価指標に基づいてランキング

上位過半数の支部にはインセンティブ（報奨金）が
付与され保険料率が引き下げられます

※報奨金の財源として全支部の保険料率の中に0.01%盛り込まれます

評価指標は5項目

- 1 健康診断を受けているか
(特定健診等の受診率)
- 2 健康サポートを利用しているか
(特定保健指導の実施率)
- 3 メタボ対象者が減っているか
(特定保健指導対象者の減少率)
- 4 要受診の者が病院を受診したか
(医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率)
- 5 ジェネリックを選んでいるか
(ジェネリック医薬品の使用割合)

愛知支部は
現在

下位に属しています

※平成29年度実績によるシミュレーション

オール愛知での行動が必要です！

(11万事業所)



国全体としてジェネリックを推進

2020年までに使用率80%以上とする国目標に向けて、協会けんぽも推進しています

医療費全体※のうちお薬代が2割！

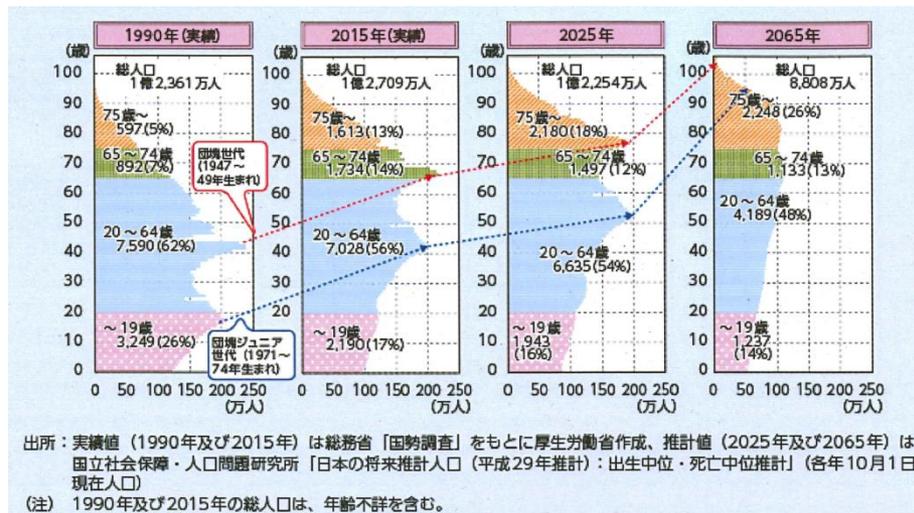
※平成28年度の国民医療費は約42兆円



※厚生労働省ホームページより抜粋

お薬代の削減は
医療費の削減につながります

お金を稼ぐ若い世代が減り、
病気になってお金がかかる世代が増える



※厚生労働省ホームページより抜粋



効き目や安全性を国が認めた安価なお薬、
「ジェネリック」への切替にご協力ください





1年に1回被扶養者資格の再確認をします

保険料の負担軽減につながる重要な届出ですので、必ず返送をお願いします



Q. なぜ保険料の負担軽減につながるの？

このようなご家族はいませんか？



結婚して、親の扶養から外れます



卒業して就職先の健康保険に加入しました

A. 高齢者医療制度への拠出金が減るため。

- 拠出金は皆様の保険料からの支出であり、拠出金の額は、各健康保険の加入者数（被保険者数+被扶養者数）によって決まります。

例えば

被扶養者だった方が被保険者になった場合、被扶養者の抹消を届けないと、加入者数のカウントは「2人」となり、本来の拠出金額より高い額となってしまいます。

H30年度の結果

削除件数
約7.1万人

効果額
(高齢者医療制度への負担額)
≪ 17億円 ≫
の削減(見込み)につながりました



保険料の負担軽減、事務手続き簡素化につながる重要な届出です。ご理解・ご協力をお願いします。



会社へ医療費のお知らせをお送りします

- 毎年1月下旬頃、皆様に健康保険に対する関心を高めていただくことを目的として、定期的に医療費のお知らせを発行しています。



〒102-0073
千代田区九段北4-2-1.
市ヶ谷東急ビル9F.
〇〇株式会社
健康 太郎 様

★医療機関への受診の際は、その都度、必ず保険証をご提示ください。
★退勤した場合や前職業者でなくなった場合は、保険証を使用することができません。速やかに、事業主に返却してください。

全国健康保険協会〇〇支部
〒102-0073
千代田区九段北4-2-1.
市ヶ谷東急ビル10F.
TEL:03-5212-0000

医療費のお知らせ

健康保険で診療を受けられたご加入者の皆様は、健康保険に対する関心を高めていただくことを目的とし、定期的に医療費のお知らせを発行しています。
本医療費のお知らせは、医療費控除の申請手続で医療費の明細書として使用することができます。医療費控除等の申告に関する事項は、税務署へお問い合わせください。

診療を受けた方	診療年月	診療区分	日数	医療機関名等	診療費の合計額(円)	保険料の負担額(円)	国庫からの負担額(円)	加入者の支払額(円)	整理番号
外来	1	1	1	けんぽ総合病院	2,580	2,492	0	1088	2024100000002

どれくらい医療費がかかったのか
一目でわかります

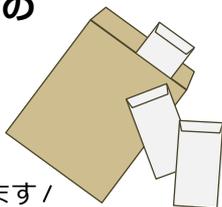
受診した
病院、薬局等の
名称

病院での
支払額

1 会社（ご担当者様）

1月下旬頃

社員のみなさまの
お知らせが届く



、届かない方もいます /

2 会社（ご担当者様）

社員へ配付

未開封のまま
お渡しください



、返信用封筒で /



退職者の分は
協会けんぽへ
返送



協会けんぽ

3 社員・ご家族

健康への意識を高める



こんなに医療費が
かかっているのか

※平成29年分の確定申告から
「医療費のお知らせ」は医療費控除の
申告手続きに使用可能となりました。

1分で登録！費用はもちろん無料です



メルマガなら

タイムリーな配信で、必要な情報がすぐ届く！

例えば

保険料率改定や法律改正のお知らせ

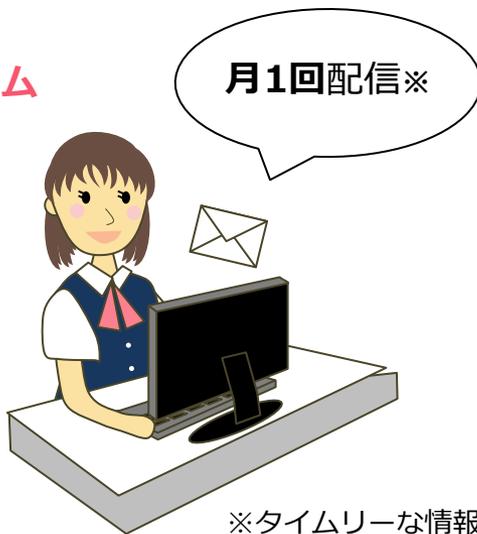
メールだからこそ、すぐにお知らせ！

医師や専門家による健康コラム

専門家によるコラムだから
信用できる&ためになる！

セミナー先行案内

早期受付で人気のセミナーも
安心して参加！



※タイムリーな情報は
随時お届け

さらに、けんぽ委員のみなさまには事務の知識UPに役立つ情報もお届けしています。

・けんぽ委員とは、ご担当者様の事務や社員の皆様の健康づくりをサポートする情報を受け取っていただくため、ご登録いただく制度。ご登録は無料。詳細はホームページまたはお電話で。

ご登録画面へのアクセス



＼ 職場のパソコンで見たいな～ /

パソコン派はホームページから

「メールマガジン」の
バナーをクリック！



クリック

協会けんぽ愛知 メールマガ 検索

＼ 空き時間に気軽に見たいわ /

スマホ派は二次元コードから

